

横須賀市健康安全科学センター電力供給（長期継続契約）仕様書

1 概要

- (1) 件名 横須賀市健康安全科学センター電力供給（長期継続契約）
- (2) 需要場所 横須賀市日の出町2丁目14番地
- (3) 業種及び用途 衛生試験所
- (4) 契約種別 業務用季節別時間帯別電力

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 2,886kW
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 805,154kWh
- ウ 使用電力実績等 使用電力量、契約電力、最大需要電力及び各季節別時間帯別の電力量は、別紙のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年7月31日までとする。
なお、電力供給期間は次のとおりとする。
令和4年8月1日0:00から令和6年7月31日24:00まで

(4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 電力需給用複合計器（通信機能付き）

(5) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

横須賀市の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力パワーグリッド（株）の架空引込み線との接続点。

(6) 電気料金の算定方法

ア 電気料金は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間の契約電力、使用電力等により算定するものとする。なお、電力供給開始時及び終了時は、これによらず、実際の期間で算定すること。

イ 電気料金は基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という）を合算した額とする。

(ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (1.85 - \text{力率}) / 100$$

(イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

・電力量料金 = 「ピーク時間」、「夏季昼間時間」、「その他季昼」及び「夜間電力」のそれぞれ電力量料金単価 × 使用電力量

* ピーク時間

毎年、7月1日から9月30日までの平日の13時から16時までの1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

* 夏季昼電力量料金

7月1日から9月30日までの平日の8時から13時及び16時から22時までの1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

* その他季昼電力量料金

夏季以外の月の平日の8時から22時までの1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

* 夜間時間電力量料金

22時から8時までの1月における使用電力量kWh当たりの単価（1銭単位）ただし日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」とする。

* 燃料費調整額

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料費調整単価から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）による。

※令和4年5月～令和5年4月分については3.45円/kWh

ウ 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

- (ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (エ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (オ) 消費税額（地方消費税額を含む）の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(7) 電気料金の請求

- ア 料金の請求は月毎に行い、請求書については原則紙で発行する。
- イ 請求額は算定方法に基づき各種の調整加減算を行った後、税込金額を算出し、合計とする。
- ウ 請求書は民生局健康部保健所健康安全科学センターに郵送する。加えて、請求書の内訳（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を電子データにして月毎に提出する。データ形式はエクセルやCSV等の各種の内容が整理され、健康安全科学センターが利用可能なファイル形式とする。
- エ ウのデータ提出は、セキュリティが管理されたウェブページにID等を付与して他の者が見ることができない形で閲覧可能にする場合は、提出に代えることができる。

(8) 消費税率が変更となった場合の請求金額

- ア 契約期間内に消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）並びに地方税法（昭和25年7月31日法律226号）の改正による消費税率の変更があった場合における請求金額は、新たな消費税法による消費税率に基づき次の算定方法により算出する。

	料金項目	算定方法
ア	基本料金	基本料金単価×契約電力×(1.85-力率)／100×1XX／110
イ	電力量料金	「夏季昼間時間」「他季昼間時間」「ピーク時間」「夜間時間」電力量 料金単価×使用電力量×1XX／110±燃料費調整額 *燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)
ウ	再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

* Xは改正後の消費税率（地方消費税率を含む）

* 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2-(6)-イ-(イ)・(ウ)による。

* 端数処理は、2-(6)-ウのとおり。

- イ 関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料調整費単価の算定方法について変更があった場合は、前項の算定方法によらない場合がある。

(9) その他

- ア 力率の実績は、100%である。契約期間中は、100%を保持する予定。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特になし。
- ウ 非常用自家発電設備（停電時対応）を有し、停電等が発生したときのみ補助電源として使用している。

- エ 太陽光発電設備（7.5kW）を有している。
- オ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。
- カ 入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。
- キ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、別紙入札金額積算内訳書により算出した入札金額（税抜）を入札書に記載すること。
- なお、契約の締結は単価契約により行う。
- ク 本入札は契約期間中の電力供給単価を競争により決定するものであるため、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が単価を改定した場合も、単価改定は行わない。
- ケ 使用電力量等の検針後、検針結果（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を速やかに健康安全科学センターに通知すること。
- コ この仕様書にない事項は、横須賀市の指定する電力供給契約約款（以下、「電力供給契約約款」という。）の定めるところによるものとする。
- サ この仕様書及び電力供給契約約款に定めのない供給条件については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）等により横須賀市と落札者で協議するものとする。

3 連絡先

民生局健康部保健所健康安全科学センター 総務・管理係 電話 046-822-4057

横須賀市健康安全科学センター 令和2年度・3年度 使用電力量実績 (検針日は毎月11日)

別紙

	月	使用電力量kwh	契約電力	最大需要電力	各電力量kwh			
					ピーク	夏季	他季	夜間
令和2年度	4月	28,067	122	75			15,631	12,436
	5月	25,733	122	70			10,189	15,544
	6月	40,125	122	109			22,854	17,271
	7月	44,392	122	105	5,494	17,963		19,270
	8月	47,789	122	120	5,601	18,070		24,118
	9月	52,256	122	122	7,141	22,485		22,630
	10月	41,866	122	107			22,781	20,750
	11月	29,339	122	76			15,462	13,877
	12月	25,552	122	71			14,432	11,120
	1月	27,008	122	88			13,009	13,999
	2月	29,731	122	91			16,929	12,802
	3月	23,783	122	98			13,750	10,033
令和3年度	4月	25,072	122	56			13,555	11,517
	5月	24,331	122	56			10,282	14,049
	6月	38,044	122	104			21,719	16,325
	7月	41,164	122	104	5,144	16,101		17,907
	8月	46,841	122	114	5,717	17,739		23,385
	9月	45,251	116	116	6,112	19,617		19,522
	10月	38,670	116	100			21,545	19,137
	11月	29,834	116	108			16,472	13,362
	12月	22,894	116	63			12,751	10,143
	1月	23,838	116	76			11,092	12,746
	2月	30,128	116	88			17,627	12,501
	3月	23,446	116	74			12,167	11,279
	合計	805,154	2,886	2,191	35,209	111,975	282,247	375,723

契約種別 業務用季節別時間帯別電力